

政令第百六十五号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第十項、第二十条の二第六項及び第三十三条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に規定する」を「（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する」に改め、同条第五項中「から第六項」を「及び第三項から第七項」に、「第二百六十六条の三第八項第一号」を「第二百六十六条の三第二項中「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「所得税に係る同項に規定する確定申告期限」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限」と、「所得税に係る法第百五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第二十条の二第六項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する法第百五十一条の六第一項」と、同条第八項中「所得税につき法第百五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第二十条の二第六項において準用する法第百五十一条の六第一項」と、「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「同項（同条第三項）とあるのは「特別措置法第十八条第十項（申告による納付等）（同条第十一項）」と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、同条第十項第一号」に、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」を「特別措置法」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同条第六項中「第二百六十六条の三第六項」を「第二百六十六条の三第七項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（修正申告の特例）

第七条の二 所得税法施行令第二百七十三条の二（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十条の二第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事由について準用する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中

第二十五条の十の十一第十二項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第
----------------	---------	--

	一項又は第三項
の徴収	及び復興特別所得税の徴収
同条第一項	法第三十七条の十一の四第一項
の額、	の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額、
還付をした所得税の額	当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

を

第五条の二三第二項	第九条の三の二第一項	第九条の三の二第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項
	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第二十五条の十一第十二項	又は同条第三項	又は同条第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項
	の徴収	及び復興特別所得税の徴収
	同条第一項	法第三十七条の十一の四第一項
	の額、	の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額、
	還付をした所得税の額	当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

に、

第二十五条の 十七第十二 項、第十五項 及び第十六項	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別 所得税
-------------------------------------	-----	--------------------------

を

第二十五条の 十三の八第二 十一項	第三十七条の十 四の二第八項の	第三十七条の十四の二第八項及び特別 措置法第二十八条第一項の
	所得税を	所得税及び復興特別所得税を
	同項	法第三十七条の十四の二第八項
	の額	の額及び当該所得税の額に係る復興特別 所得税の額の合計額
第二十五条の 十七第十二 項、第十五項 及び第十六項	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別 所得税

に改め、同表相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の項に次のように加える。

第三十五条第 四項第一号	）の規定	）の規定及び特別措置法第二十条の二第四項（期限後 申告及び修正申告等の特例）において準用する所得税 法第一百五十一条の五第一項（同法第六十六条におい て準用する場合を含む。）の規定
第三十五条第 四項第二号	の規定	（特別措置法第二十条の二第四項において準用する場 合を含む。）の規定
第三十五条第 四項第三号	）の規定	以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第二 十条の二第六項において準用する所得税法第一百五十一 条の六第一項の規定
第三十五条第	の規定	（特別措置法第二十条の二第六項において準用する場

四項第四号		合を含む。)の規定
第三十五条第 四項第五号)の規定	以下この号において同じ。)の規定及び特別措置法第二十一条第六項（更正の請求の特例）において準用する所得税法第一百五十三条の五の規定

第十三条第三項中「国税通則法施行令の」を「国税通則法及び国税通則法施行令の」に改め、同項第二号中「国税通則法施行令」を「国税通則法第六十六条第四項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。